

IV－30

高齢者・障害者の移動サービス事業の現状に関する研究

秋田大学 学生会員 ○藤井 大史
秋田大学 正会員 木村 一裕
秋田大学 フェロー 清水浩志郎

1. はじめに

人口の高齢が進展するなかで、ハートビル法、交通バリアフリー法などの高齢者、障害者の社会参加を支援するさまざまな制度が整備されつつある。介護保険制度は、高齢者・障害者の介護を社会が担うことを目的として導入された制度であるが、近年この制度を利用した介護タクシー事業の展開が全国で著しい動きをみせている。秋田県内においても、不況で一般利用客が減少する中、現在4社のタクシー会社が介護タクシー事業をスタートさせている。

肢体不自由などの障害者のための移動支援については、従来ボランティア団体やNPO法人、社会福祉協議会などによって行われ、現在も重要な役割をはたしているが、社会制度として介護タクシーが導入されることによって、今後高齢者・障害者の移動支援に少なからぬ影響が生じるものと思われる。

本研究では、これらの介護タクシー事業やボランティア移動支援団体の実態を把握したうえで、今後さらに重要となるであろう高齢者・障害者の移動サービス事業のあり方について考察することを目的としている。

2. 主体別にみた移動支援の状況

表1には、高齢者、障害者ならびに介護保険適用者に対する移動支援の状況をまとめている。

表1 主体的別にみた移動支援の状況

高齢者	障害者	介護保険適用者
バス料金が半額、又は全額割引。	福祉タクシーを利用できる。10%割引、初乗り運賃が無料。	介護タクシーを利用できる。1割負担。

介護保険は65歳以上の高齢者に対する審査により認定されるものである。障害者にも介護認定を受けている人はいるが、必ずしもすべての障害が認定されているものではない。表1より、障害者にくらべて介護保険適用者の介護タクシー利用時の負担が少

ないことがわかる。そこで以下では、介護タクシーならびにボランティア団体等による移動支援について、現状、その特徴について整理する。

3. 移動支援団体別の状況

(1) ボランティア・NPO法人による移動支援

移動支援について、全国的な連携をとっている東京ハンディキャブ連絡会のHPによると、同連絡会の団体会員総数113のうち、所在地が東京となっている団体が70存在している。東北6県では、青森県、岩手県、山形県に各1団体ずつ存在していた。全ての移動支援団体がこの団体会員でないにしても、東北地方の移動支援団体が少ないことはあきらかである。

これらの団体のうち、運行の費用等の詳細がわかる都市部の10の移動支援団体についてみると、料金に関しては、基本料金が1,000円前後、年会費が3,000円程度であり、1kmあたりの運賃は40円前後である。移動距離に関して制限がなく、長距離の移動支援を行う団体が多くみられた。また、車両のみの貸出を行う団体も数何団体あった。

(2) 社会福祉協議会等による移動支援

同じく東京ハンディキャブ連絡会による移送サービス団体基本調査(1998年、1999年)によれば、秋田県の移送サービス実施団体は6団体で、すべて各市町村の社会福祉協議会であった。

サービス利用の費用は、登録のみあるいは年会費2,000円程度であり、社会福祉協議会の移動支援は、非常に簡単な手続きでサービス利用が可能なことや利用対象者をはじめから高齢者・障害者と制限していないことも特徴である。ただし、行政からの助成を受けている関係上、各団体の所在地域に利用者が居住していることや、他の市町村への移動支援には制限があることが多いようである。

また、つぎにあげる介護保険により要介護認定者

は、社会福祉協議会の移動支援サービスを利用することができる。

(3) 介護タクシーによる支援

介護タクシーは通常のタクシーと同じ車両で、後部座席が回転する車両が大半である。最近



図1 福祉車両の例

では、図1のようなタイプの車両を介護タクシーとする事業者も出てきている。あらゆる身体条件の利用者にも対応できる車両の導入が、各事業者により盛んになる傾向がある。

介護保険適用者が利用する介護タクシーは、サービス面、費用面で3つの特徴がある。サービス面では、運転手が介護の有資格者であること、身体介護や家事援助を伴う移動であること、利用者の支払いは、2100円までは実際価格の1割負担ということ、が特徴である。この3項目はいずれも、これまでの移動支援（バス・福祉タクシー）にも見られない特徴である。介護タクシーにおける移動は、あくまでも介護サービスの一貫として行なわれるものと位置づけられている。

4. 秋田県における移動支援事業のサービスの状況

高齢者・障害者の移動支援についての整理した上で、ボランティア団体、介護タクシー事業の詳細について、秋田県で運行している団体、事業者に対してヒアリングを行い、その特徴ならびに今後の課題について考察を行った。表3はその概要をまとめたものである。

ボランティア団体は、車いすやストレッチャーを必要とする利用者と運転手、他に専門の介助者が1人付き添うため車両は、図1のような大型の車両である。対応する利用目的は、通院・通所から趣味・娯楽と多目的に対応し、広範囲の移動を可能にしている。一方介護タクシー事業者は、利用目的がおもに通院と買物、その他銀行等に出かけることは認められている。また利用範囲も2,100円を超える分については、100%自己負担となることから、広域に渡る移動支援ではなく、比較的用户の身近な地域

での移動支援と考えられる。

他方、介護タクシーの事業としての評価は、運転手がヘルパー2級の資格をとる必要はあるものの、さまざまな制度を使えばその負担はさほどではなく、基本的に予約制であることから、安定した収益と勤務時間が確保できるという点でメリットがあるという。介護タクシーについて、潜在的な利用者は相当数にのぼるとみられるが、配車システムなどの管理面からは、社内における介護タクシー部門の増強には限界があるということであった。

表3 移動支援事業のサービス状況

	ボランティア団体A	介護タクシー事業者B
サービス内容	介助ヘルパーの派遣・リフトカーの運行。	生活全般にわたる家事援助や身体介護を
対象者	高齢者・障害者	介護保険適用者
利用目的	通院・通所、趣味・娯楽といった幅広い目的に対応する。	行き先は通院・買物・銀行等。
利用圏域	(圏域制限はうけない)例)秋田ー東京間の移動も可能。	利用目的から、それほど遠距離移動はない。
活動実績	総利用件数 952件(1,048人)(平成11年度実績)	1ヶ月あたりの利用者数 340人前後
車両	車いす対応タイプ・・・1台 車いす+ストレッチャー対応・・・2台	後部座席90度回転タイプ・・・15台 車いす対応・・・1台

5. 移動サービス事業の今後の課題

以上のように、介護認定を受けた高齢者にとって、介護タクシーは通院や買い物など、健康維持、社会参加を行う上で、優れた移動手段となっていることがわかる。一方において、肢体不自由や各種の内部障害をもった障害者は、要介護認定者と同等あるいはそれ以上の交通困難を有しながら、交通支援メニューが限られており、移動支援サービスに関して現在は混乱した状況であるとみることもできる。

障害者の中には、介護認定を受ける資格を有し、認定を受けている人もいるが、そうした人でさえ、介護タクシーは利用していないようである。その理由としては「介護タクシーを知らなかった」「必要がない」「介護タクシーが自宅地域にない」などがあげられた。

今後、障害者のモビリティ確保について、介護保険制度の拡大の是非や、介護タクシーを含めてノンステップバスなどの多様なシステムの検討が必要であると考えている。